

各 調剤薬局の皆様へ

## 電話診療による院外処方箋の発行について

滋賀県立小児保健医療センター

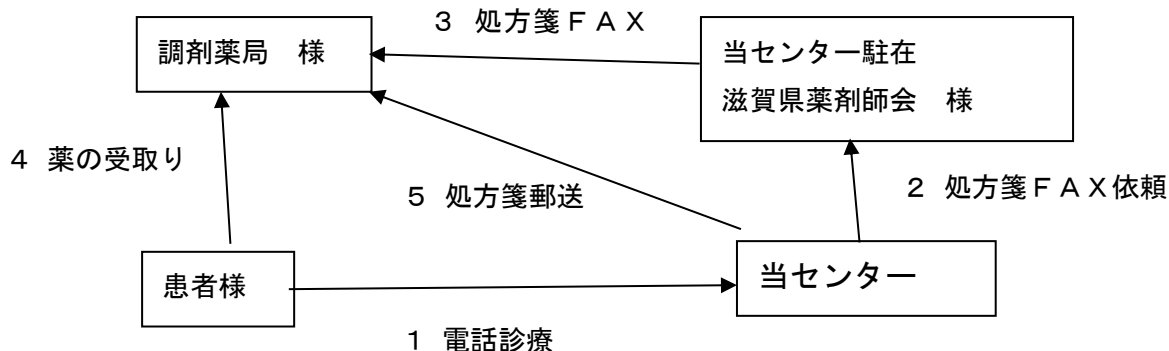
いつもお世話になり、ありがとうございます。

滋賀県立小児保健医療センターです。

当センターでは、新型コロナウイルスの感染を防ぐため、電話診療による院外処方箋の発行を行うこととしました。

これに係る業務の流れは、次のとおりですので、ご了知の上、ご理解・ご協力をお願いします。

ご質問などございましたら、担当あてお問い合わせをお願いします。



○院外処方箋をFAXする日は、原則として、電話診療のあった日です。

○FAXによるやり取りの期間を考慮して、電話診療による院外処方箋の有効期間は、発行日（電話診療の日）を含め4日間を7日間に延長しています。

○患者様には、薬の受け取りに行く前に、薬ができているか調剤薬局様に確認の連絡を入れるようお願いしていますので、お手数ですが、ご対応の程、よろしくお願い申し上げます。

○院外処方箋は、電話診療のあった日の翌日以降、速やかに、調剤薬局様あて郵送します。

担当 滋賀県立小児保健医療センター

事務局医事係

電話：077-582-6203

FAX：077-582-6304

メール：nb02@pref.shiga.lg.jp